

特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能等の一部を改正する告示案
新旧対照条文 目次

○	特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）（抄）（第一条関係）	1
○	作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）（抄）（第二条関係）	3
○	作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）（第三条関係）	4
○	特定化学物質障害予防規則第八條第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）（抄）（第四条関係）	5

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に係る物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第八号の二から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないもの</p>	<p>特定化学物質障害予防規則第七条第一項第五号（第三十八条の十六第二項、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）及び第五十条第一項第七号へ（第五十条の二第二項において準用する場合を含む。）の厚生労働大臣が定める性能を次のとおりとする。</p> <p>一 労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号。以下「令」という。）別表第三第一号3、6若しくは7に係る物若しくは同号8に掲げる物で同号3、6若しくは7に係るもの、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物若しくは特定化学物質障害予防規則別表第一号から第三号まで、第四号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十八号まで、第十九号、第十九号の四から第二十二号まで、第二十三号から第二十五号まで、第二十七号から第三十一号の二まで、第三十三号若しくは第三十四号から第三十六号までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物のガス、蒸気又は粉じんが発散する作業場に設ける局所排気装置にあつては、そのフードの外側における令別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテンの濃度が、次の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を超えないものとする。</p>

とすること。

物の種類	値
(略)	(略)
塩素	(略)
オルトトリルイジン	一立方センチメートル
(略)	

二
(略)

物の種類

値

物の種類	値
(略)	(略)
塩素	(略)
(新設)	
(略)	

二
(略)

（傍線部分は改正部分）

改正案			現行		
別表第一（第十条関係）					
物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オーラミン	(略)	(略)	オーラミン	(略)	(略)
オルトートルイジン	固体捕集方法	ガスクロマトグラフ分析 方法	(新設)		
(略)			(略)		
別表第一（第十条関係）					
物の種類	試料採取方法	分析方法	物の種類	試料採取方法	分析方法
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
オーラミン	(略)	(略)	オーラミン	(略)	(略)
(新設)			(略)		
(略)			(略)		

三 作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
備考（略）	物の種類	備考（略）	物の種類
十〇七十一（略）	九の二 オルトートルイジン	十〇七十一（略）	九の二 （新設）
	管理濃度		管理濃度
	一 ppm		

四 特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、8の2から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>	<p>特定化学物質障害予防規則（以下「特化則」という。）第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 特化則第三条、第四条第三項又は第五条第一項の規定により設ける局所排気装置（同令第三条第一項ただし書の局所排気装置を含む。）にあつては、次に定めるところによること。</p> <p>イ 特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）第一号に規定する局所排気装置にあつては、そのフードの外側における労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）別表第三第一号3、6若しくは7に掲げる物、同表第二号1から3まで、4から7まで、9から11まで、13から18まで、19、19の4から22まで、23から25まで、27から31の2まで、33若しくは34から36までに掲げる物又は一・四―ジクロロ―ニ―ブテン若しくは一・四―ジクロロ―ニ―ブテンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物の濃度が、性能告示第一号の表の上欄に掲げる物の種類に応じ、それぞれ同表の下欄に定める値を常態として超えないように稼働させること。</p> <p>ロ（略）</p> <p>二（略）</p>